



天草エアライン株式会社

「安全報告書」

(2022 年度)

安全報告書の公表について

この安全報告書は、航空法第 111 条の 6 及び航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 の規定に基づき作成し、公表致します。(内容は、2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日を対象。但し、注記の部分を除きます。)

— 目次 —

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針	1
II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報	1
III. 日常運航の支援体制	4
IV. 保有航空機に関する情報	6
V. 運航状況に関する情報	6
VI. 法第 111 条の 4 に基づく報告に関する事項	6
VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項	7
VIII. 安全目標と取組み	7

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針

安全憲章

1. 安全運航は、天草エアラインの存立基盤であり、社会への責務です。
2. 私たちは、一便一便の安全運航を維持するために、経営トップから社員一人一人に至るまで、安全最優先の意識を持ち続けます。
3. 私たちは、安全に関する情報の共有化を図ります。
4. 業務遂行時は、会社の組織力と個々人の知識、経験、技量を最大限発揮し、活用して行きます。
5. 安全管理体制を維持、発展させるためにヒヤリハット情報を活用し、継続的改善を図っていきます。

安全宣言（社長のコミットメント）

- ◎ 安全は、永遠の課題であります。
我々は、安全は会社運営の基盤であり、会社発展の源泉であると共に、社会への責務であることを認識して、安全最優先の意識を持っております。
- ◎ 我々は、積極的な安全文化を促進するため、全社的に安全情報を収集し伝達及び共有化を図ります。
- ◎ 我々は、経営と現場間や部門間の意思の疎通を円滑化し、経営トップから現場までが一丸となって安全管理を機能させることを約束します。

II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報

(1) 全体及び安全確保に関する組織（注：2023年8月1日現在）

1) 会社概要

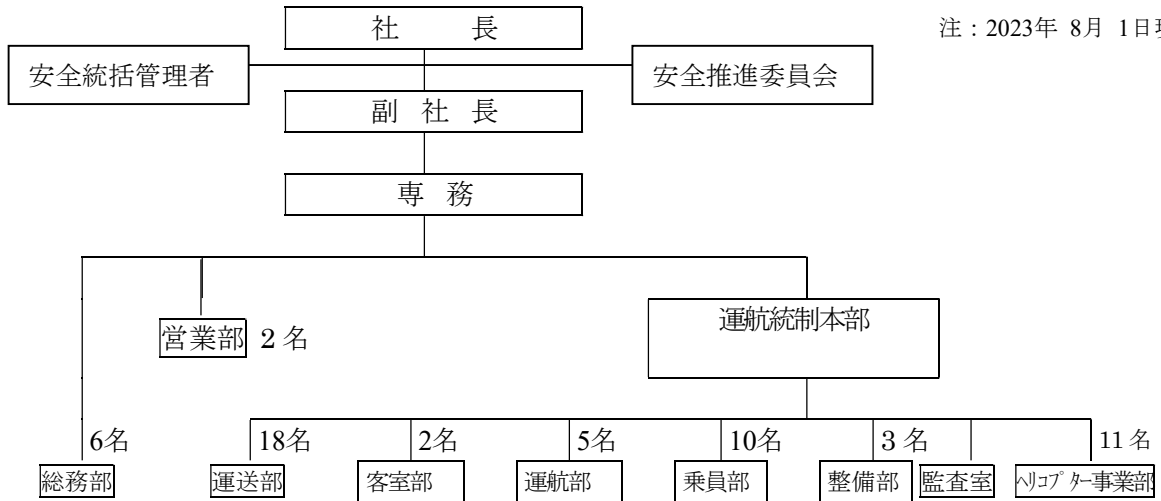
- 商号 天草エアライン株式会社（AMX）
AMAKUSA AIRLINES CO., LTD.
- 設立 1998年10月12日
- 資本金 4億9,900万円
- 代表者 代表取締役社長 永岡 真
- 本社 熊本県天草市五和町城河原1丁目2080番地5
- 免許 定期航空運送事業・航空機使用事業
運輸省大阪航空局 阪空域免第1201号（2000年1月21日）
阪空振免第 1号（2000年2月 1日）

2) 事業概要

国内定期航空運送事業（2000年3月23日就航開始）

路線	天草 ⇄ 福岡	1日3往復6便
	天草 ⇄ 熊本	1日1往復2便
	熊本 ⇄ 伊丹	1日1往復2便

3) 組織概要



(2) 各組織の機能・役割

① 安全推進委員会

社長直属の委員会であり、航空安全に関する基本方針を策定し、各部門の安全に関する事業活動について有機的に結合させるための総合調整及び指示、助言を行い、役職員の安全意識の徹底を図っております。また、現業部門の状況を把握するとともに、部門間の十分な意思疎通を確保する等の安全管理の実施及び改善を行っております。

② 安全推進委員長

社長が安全推進委員長を務め、会社の安全に関する最終責任者となり、安全管理体制の維持、管理及び改善のための諸施策の指示、実行の責務を負うとともに、安全統括管理者の意見を尊重し、更なる体制強化のための安全施策・投資の最終決定を行っております。

③ 安全統括管理者

専務が安全統括管理者を務め、会社の安全方針を社内に周知徹底し、安全確保のための会社の安全管理の取り組みを統括的に管理する責務を負うとともに、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行っております。

④ 総務部

経営企画、人事、労務、経理、総務に関する業務

⑤ 運送部

旅客貨物運送に関する業務、地上取扱業務（搭載管理、搭降載作業）及び当該委託管理等

⑥ 営業部

商品販売促進企画の策定、各種イベントの企画等に係る営業企画業務

- ⑦ 運航統制本部
乗員部、運航部、客室部、整備部、運送部、監査室及びヘリコプター事業部の統轄業務
- ⑧ 客室部
乗務の実施、客室乗務員の勤務割の調整及び決定、客室乗務員の資格・乗務時間の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑨ 運航部
運航管理業務（飛行計画の作成、重量重心位置の計算、気象状況の把握等）実施、運航管理者の勤務割の調整及び決定、運航業務訓練計画の立案及び実施、運航業務に必要な申請等諸手続、関係官庁との調整、運航状況の総合把握並びに援助、航空機事故・台風・その他緊急時における応急措置等
- ⑩ 乗員部
乗務の実施、乗務に必要な携帯品の管理、乗員の勤務割の調整及び決定、乗員の資格・経験・乗務時間等の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑪ 整備部
整備業務の管理の受委託における監理業務（下記 注参照）、規程類の制定・改訂、安全・衛生管理、航空局との調整及び報告等、地上取扱業務（地上走行支援、航空機の燃料補給、防除雪氷、ランプサービス）及び当該委託管理等
注）2018年6月1日より整備業務の管理を日本エアコミューター株式会社（以下、JAC）に委託。整備作業はJACが実施しており、天草エアラインの整備部は、監理業務を実施。
- ⑫ 監査室
運送事業者の整備業務に係る内部監査の総括
- ⑬ ヘリコプター事業部
熊本県防災消防ヘリコプターの運航受託

(3) 運航関係職員の数（定期航空運送事業のみ）

注：(2023年8月1日現在)

職種	人数
運航乗務員	8名
客室乗務員	5名
運航管理者	4名

III. 日常運航の支援体制

(1) 運航乗務員、客室乗務員、運航管理者の定期訓練及び審査

日常の運航を支える各社員は、法的に定められた資格に係る教育訓練及び最新情報を把握するために知識の付与や技量を維持するための定期的な訓練・審査を実施しております。

1) 運航乗務員

運航乗務員は、乗務資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を受けなければなりません。訓練内容については、学科訓練、緊急訓練、模擬飛行訓練を実施しております。また、知識及び能力について評価するために国土交通省航空局による技能審査が年2回（副操縦士は1回）及び路線審査が年1回実施されます。（尚、副操縦士は社内の審査担当操縦士による審査）

2) 客室乗務員

客室乗務員の資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を実施しております。内容としては、緊急事態を想定した緊急対策訓練等を含む乗務に必要な知識及び能力の再確認を行っております。

3) 運航管理者

運航管理者は、運航に係る最新情報等を得るための知識の付与及び技量の維持を目的とした定期訓練を行い、また操縦室内の補助席に同乗し、運航乗務員の業務及び飛行状況を把握する路線踏査訓練により、品質の高い運航管理業務の遂行に努めております。

(2) 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

安全を確保するためには、リスク管理を体系的に継続して実施することが重要であるため、下記の制度等を利用して安全情報を収集し、社内での共有を行っております。

1) 情報の収集

- ① 社内の業務報告制度（機長、整備、客室、運航管理等の報告）からの情報
- ② ヒヤリハット報告からの情報
- ③ 航空安全情報管理・提供システムからの情報
- ④ 航空機製造者からの情報
- ⑤ 整備業務の管理の受委託によるJACからの情報
- ⑥ その他、他社からの安全情報

2) 情報の共有

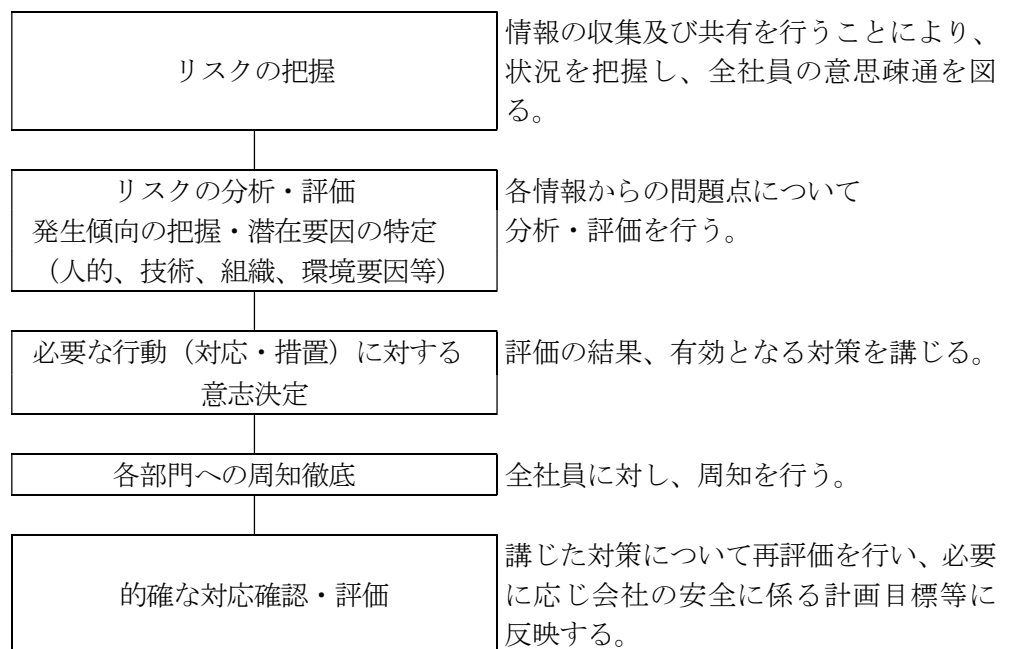
効果的な情報の共有は、積極的な安全文化の醸成に不可欠であります。当社では、下記により情報の共有を図っております。

- ① 年に4回開催する安全推進委員会
- ② 月に1回開催する安全推進委員会事務局会議
- ③ 月に1回開催する部課長会
- ④ 毎朝、社長以下、全員が出席して行われる朝礼時に、安全に関する情報を提供

- し、安全意識の高揚・徹底を図る。
- ⑤ 年に2回開催する経営と社員代表者による会議において、経営と現場が率直な意見を交わし、お互いの現状把握、認識の統一を図る。
- ⑥ 安全に係る社内通達又は航空安全ニュースの発行
- ⑦ JACとの整備に係る安全及び品質会議

3) リスク管理（不安全事象に対する再発防止策の検討及び実施）

リスク管理とは、不安全事象の発生につながる可能性のあるリスクを把握して、分析・評価を行い、これらのリスクが、会社運営に脅威を与えないように排除し、あるいは受容できるレベルに低減し、その状態を維持するように管理することです。（当社では、以下の手順によりリスク管理を実施しております。）



4) 変更管理

事業運営においては、会社組織、人員、施設・設備、システム、業務実施要領等、様々な変更が行われており、これらの変更の結果、それまで十分に管理されていなかった潜在的なリスクが、不具合事象として顕在化する可能性があります。そのため、変更に伴うリスクを受容できるレベルに低減し、その状態を維持するための「変更管理」に係るプロセスを22年度より新たに導入しております。

(3) 安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

役員・社員の安全意識の高揚を図るために、朝礼等を利用して全社員に他社事例を含め安全に関わる情報を提供しております。また、自社の情報だけでなく、積極的に他社及び他機関の安全情報の共有を図るとともに、PCによるプレゼンテーションや映像による情報の提供にも努めております。各部においても各種安全に係る教育訓練及び安全会議を実施し、常にリフレッシュしながら安全というコンセプトを定着させ、安全文化の醸成を図っております。

IV. 保有航空機に関する情報

- 機材 ATR 社製
ATR42-600型機
客席数 48席 1機保有
- 平均年間飛行時間 1,710 時間
- 平均年間飛行回数 2,925 回
- 機齢 8.0年 (2023年 8月 1日現在)
- 導入時期 2015年8月

V. 運航状況に関する情報 (2022年4月1日～2023年3月31日)

(1) 事業年度の路線別輸送実績、路線別便数

路線	輸送実績		運航便数
	有償トンキロ	座席キロ	
天草～福岡	457,627	19,497,504	1,838
天草～熊本	75,641	3,564,288	624
熊本～大阪 (伊丹)	1,109,731	18,898,272	634

有償トンキロ：有償で運送した旅客及び手荷物の重量 (単位：トン) と運送した距離 (キロ) を掛けたものの合計

座席キロ：運送に使用する航空機の提供座席数と飛行距離 (単位：キロ) を掛けたものの合計

VI. 法第111条の4に基づく報告に関する事項

(1) 総件数

- ① 事故 (航空法第76条第1項) 0件
- ② 重大インシデント (航空法第76条の2) 0件
- ③ その他の安全上のトラブル (航空法施行規則第221条の2第3号及び第4号)
 - 航空機材に起因するもの 2件
 - ヒューマンエラーに起因するもの 2件
 - その他 0件

VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項

(1) 脚上げ装置レバーの固着により脚上げ収納ができなかった事象

2022年12月14日、AHX202便（熊本～天草）において離陸後に脚上げ操作を実施したところ、当該操作を行うためのレバーが固着してしまい、脚上げ収納ができなかったことから、目的地の天草飛行場まで脚を展開したまま、運航を継続の上、通常着陸を行いました。その後、地上において脚上げ及び下げの操作等について整備点検したところ、一時的な操作上の引っかかりが再現されたため、当該レバーを交換して正常に作動することを確認いたしました。これまで他社でも同様の事象が数件発生している状況を把握し、製造メーカーによる改修型の配備や製造メーカーの変更等、原因探求による対策を講じることで機材品質の向上に努めております。

VIII. 安全目標と取組み

(1) 2022年度 安全指標及び目標の達成状況

	安全指標	目標値	実績値
1.	航空機事故（発生件数）	0	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0	0
3.	安全上支障を及ぼす事象発生件数（1,000 出発 当り発生件数）	0.70	1.29
	アルコール関連事象（1,000 出発当り発生件数）	0.00	0.00
4.	ヒヤリハット報告件数及び分析件数	51 件 15 件	57 件 15 件
5.	JAC 整備との安全情報の共有	会議体参加 40 回	会議体参加 40 回

会社が運航を開始して以来、航空機事故及び重大インシデントの発生はなく、2022年度においても安全運航の基本目標として設定した当該目標は達成しました。アルコール関連の事象は発生しませんでした。機材起因等の安全上支障を及ぼす事象に関しては、1,000 出発当たりの数値目標 0.70 件に対して 1.29 件（3,111 便に対して 4 件の事象発生）を計上し、未達成に至りましたことから、2023年度は整備業務を委託する JAC 社との連携において更に密な取り組みを行い、また弊社社内のコミュニケーション強化による社員の安全意識を高め、機材品質の向上及びヒューマンエラー防止の強化に努めてまいります。その他、「ヒヤリハット報告件数」、各事象の要因分析や再発防止対策の検討を目的とした「分析件数」、「JAC 整備との安全共有のための会議体参加」に関しては、全ての目標項目に対して達成することができました。

(2) 2023 年度 安全指標及び目標値

2023 年度については、前年度の実績等を踏まえた測定可能な安全性を示した安全指標/目標値の継続及び見直しを行い、以下の安全施策に取り組むことにより目標達成に向け努めてまいります。

	安全指標	目標値
1.	航空機事故（発生件数）	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0
3.	安全上支障を及ぼす事態発生件数（1,000 出発当り発生件数）	0.70
	アルコール関連事態（1,000 出発当り発生件数）	0.00
4.	ヒヤリハット報告件数及び分析件数（注） 注：分析に関しては、リスク評価の結果が比較的重要な事象全て	51 件 —
5	JAC 整備との安全情報の共有	会議体参加 40 回

1) 安全文化醸成のための具体的施策

① 安全を高める組織と人づくり

新入社員の受け入れにより入社から間もないメンバーの構成比率が高まることから、各組織の状況に応じた人材育成及び安全意識醸成の施策を講ずることにより、安全を高める組織と人づくりを推進する。

② コンプライアンス意識の向上

朝礼や夏冬の安全旬間の機会を活用かして、他社におけるコンプライアンス違反事例等の情報を積極的に社内に展開することで、社員のコンプライアンス意識の向上を図る。

③ アルコール問題ゼロの達成

全社員を対象とするアルコール教育(年1回実施)及びアルコール検査実施対象者に対するスクリーニング(年2回実施)を確実に実施することにより、アルコール問題に対する高い意識付けを維持し、アルコール事案の発生ゼロ件を目指す。

2) 安定した機材運用の継続

整備業務の委託の監理者として、JAC社による的確な不具合の修復及び不具合を未然に防ぐ予防整備処置の状況について日々のモニターを強化すると共に、製造元であるATRに対して従来以上に直接働きかけることにより機材品質の改善を目指す。

3) 落下物対策への継続的な取り組み

JAC 社と連携して落下物に係る予防整備及び改修作業等を十分に実施すると共に、他社事例等を積極的に社内に展開することにより、整備部門以外においても落下物への関心を高める取り組みを行なう。

4) 健康で安全な職場づくり

自治体による健康づくり事業への参加及び健康関連企業によるセミナー等を活用して、全ての社員が心身共に健康で安全に働ける職場環境作りを推進する。

以 上